

# 広陵町建築工事監督要領

## (目的)

第1 本要領は、広陵町（上下水道所管部署を含む。）が発注する建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の監督業務について、必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

## (総則)

第2 監督は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の15、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び本要領の定めるところによる。

## (用語の定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 監督

監督とは、建築工事が契約書に基づく設計図書に定められたとおり適正に施工されるよう、承諾、指示、協議、検査、立会い、審査、確認、調整、記録等の業務を行うことをいう。

### (2) 監督職員

監督職員とは、法第234条の2、令第167条の15及び契約書第9条に規定する監督員の業務（以下「監督業務」という。）を行う職員をいう。

### (3) 受注者等

受注者等とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。

### (4) 承諾

承諾とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。

### (5) 指示

指示とは、監督職員が受注者等に対し、建築工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。

(6) 協議

協議とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(7) 検査

検査とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等を確認できる資料をいう。

(8) 立会い

立会いとは、建築工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。

(9) 審査

審査とは、受注者から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面等）を審査することをいう。

(10) 確認

確認とは、建築工事の実施状況について、設計図書のとおり施工されているかどうかを監督職員が確かめることをいう。

(11) 軽易

軽易とは、比較的簡単な事項で、金額や品質にほとんど変更のおそれのないものをいう。

(監督体制)

第4 監督職員として、総括監督員及び一般監督員を置くものとする。ただし、130万円未満の建築工事については、総括監督員を置かなくてもよいものとする。

(監督職員の任命基準)

第5 監督業務は、工事請負契約ごとに当該建築工事を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）から任命された監督職員が行うものとする。

2 監督職員の任命は、次の各号に定める区分に応じた職にある者とする。ただし、工事目的物の全部の引渡が完了した場合には、特別の手続きを要することなく、その日をもって免ずることとする。

(1) 総括監督員 当該工事主管課の課長補佐以上の職にある者。

(2) 一般監督員 当該工事主管課の係長以下の職にある者。

3 工事主管課長は、監督職員に任命された職員が人事異動、その他病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合には、速やかに監督職員の任命替えの措置を講ずるものとする。

(監督職員の通知)

第6 工事主管課長は、監督職員を任命したときは、その氏名等を監督職員(変更)通知書(建築第1号様式)により受注者に通知するものとする。また、監督職員を変更したときも同様とする。

(監督業務の委託)

第7 工事主管課長は、建築工事の特殊性その他正当な理由により、職員による監督が困難であり、または適当でないと認めたときは、第5の規定にかかわらず監督業務の一部を委託することができる。

(監督業務及び分担)

第8 監督職員は契約書、特記仕様書、共通仕様書、及び現場説明書等で定められる事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 監督員検査は、監督業務のうち、広陵町建築工事検査要領(令和2年5月21日付け広総第45号)第3第4号から第8号までに定める検査員検査に先立つ検査及び材料・機器等の検査をいう。

3 監督業務は、総括監督業務及び一般監督業務に分類するものとし、概ね次の各号に掲げるとおりとする。ただし、総括監督員を置かないときは、一般監督員がその職務を代行するものとする。

(1) 総括監督業務

ア 契約の履行についての受注者に対する必要な監督業務で重要なものの処理。

イ 関連する2以上の建築工事における工程等の調整で重要なものの処理。

ウ 建築工事の内容の変更、一時中止又は打切り等その他必要と認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の処理及び報告。

エ 受注者の工事関係者について、建築工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者、又は監督業務の執行を妨げる者があるときの排除等の措置。

オ 一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに監督業務の掌握。

(2) 一般監督業務

ア 契約の履行についての受注者に対する必要な監督業務(重要なものを除く。)

の処理。

イ 関連する2以上の建築工事における工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。

ウ 建築工事の内容変更、一時中止又は打切り等その他必要と認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の報告。

エ 前ウに定める措置を必要とする事実及び報告。

オ 設計図書に基づく建築工事の実施のための受注者が作成した施工計画書、施工図等の書類の審査、承諾。

カ 設計図書に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）の処理。

（監督に関する図書）

第9 監督職員は、次の各号に掲げる図書（受注者から提出された図書を含む。）をそれぞれ担当業務に応じて作成し、又は整理して監督業務の経緯を明らかにするものとする。

(1) 建築工事の実施状況を記載した図書。

(2) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類。

(3) 建築工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書。

(4) その他監督業務に関する図書。

（指示（承諾）書）

第10 監督職員は、受注者に指示または承諾する場合は、指示（承諾）書（建築第2号様式）により行い、一般監督員にあつては速やかに総括監督員に報告するものとする。また、疑義に対する応答事項及び受注者と協議した事項（契約書第9条関係、軽易なものを除く。）については記録するものとする。

2 契約書第12条第2項に規定する主任技術者等の交替要求については、原則として総括監督員の名において行うものとする。

（事故報告）

第11 監督職員は、当該建築工事にて事故が発生したときは、受注者から早急に事故報告書を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに工事主管課長に報告するものとする。

（修補工事等の監督）

第12 監督職員は、検査員検査の結果により、検査職員が修補工事等を指示したときは、その履行について監督業務を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。